

救命救急センターの指定方針の改定について

1 経緯

平成29年4月に平塚市民病院及び海老名総合病院を指定し、県内に21箇所の救命救急センターが設置された。

これにより、全ての二次保健医療圏に1箇所以上の救命救急センターを指定したことになるが、全国でも多数の救命救急センターが指定されていることや、本県における今後の救命救急センターの新たな指定については、議論が必要との意見を踏まえ、平成30年度から新たな指定方針について検討してきた。

2 検討状況

平成30年10月	救命救急センター新整備指針WG
11月	プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
令和元年12月	救命救急センター新整備指針WG
〃	プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
令和2年2月	救急医療問題調査会

3 指定方針（案）について

(1) 考え方

医療圏ごとに医療ニーズ・提供体制が異なることに加え、救命救急センターの運営は、地域の医療機関、医療団体、消防機関等との連携や理解が必要不可欠であることから、地域の関係者間で協議する枠組みを整備指針案でより明確化する必要がある。

具体的には、地域の医療関係者等で構成される「地域医療構想調整会議」にて協議を行い、その結果、必要と判断された場合に、新規指定を検討する。

(2) 指定方針（案）

(案)	現行
神奈川県における救命救急センターの 指定 方針	神奈川県における救命救急センターの 整備方針
1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、 アクセス等にも配慮した 全県的な地域バランス や地域の医療ニーズ等 を考慮し、その適正な配置に努める。	1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、全県的な地域バランスを考慮し、その適正な配置に努める。
2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。	2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。

<p><u>ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。</u></p>	<p>ただし、地域の実情により、複数配置も考慮する</p>
---	-------------------------------

4 検討結果

「従来の医療機関からの手上げ」による指定から、「地域における必要性を地域で協議した上で指定を検討する」新たな整備方針（案）について了承を得られたが、次の2点について意見があった。

(1) 救急医の確保

救命救急センターに指定により更に多くの救急医が必要になる。しっかりと救急医を確保できることを確認する必要がある。

(2) 他の救急機関との連携

他の二次・三次救急医療機関との協力関係が不可欠であり、その確認が必要である。

この2点については、「方針に係る付帯意見」とし、新たな指定方針の施行通知等に盛り込み周知することを予定している。

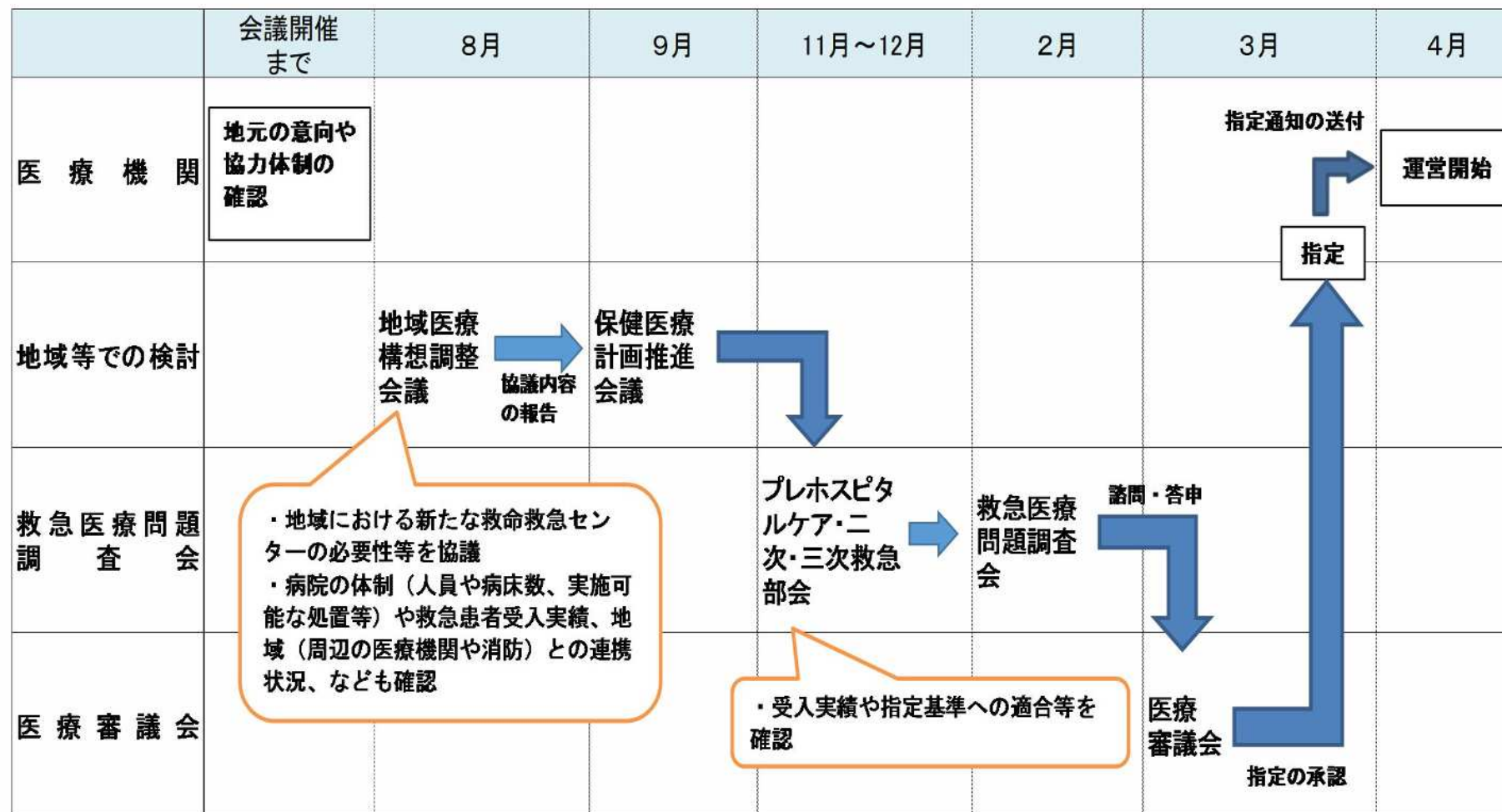
5 今後のスケジュール

令和2年3月 神奈川県医療審議会で協議
3月末 指定方針通知発出（市町村、医療関係団体等）

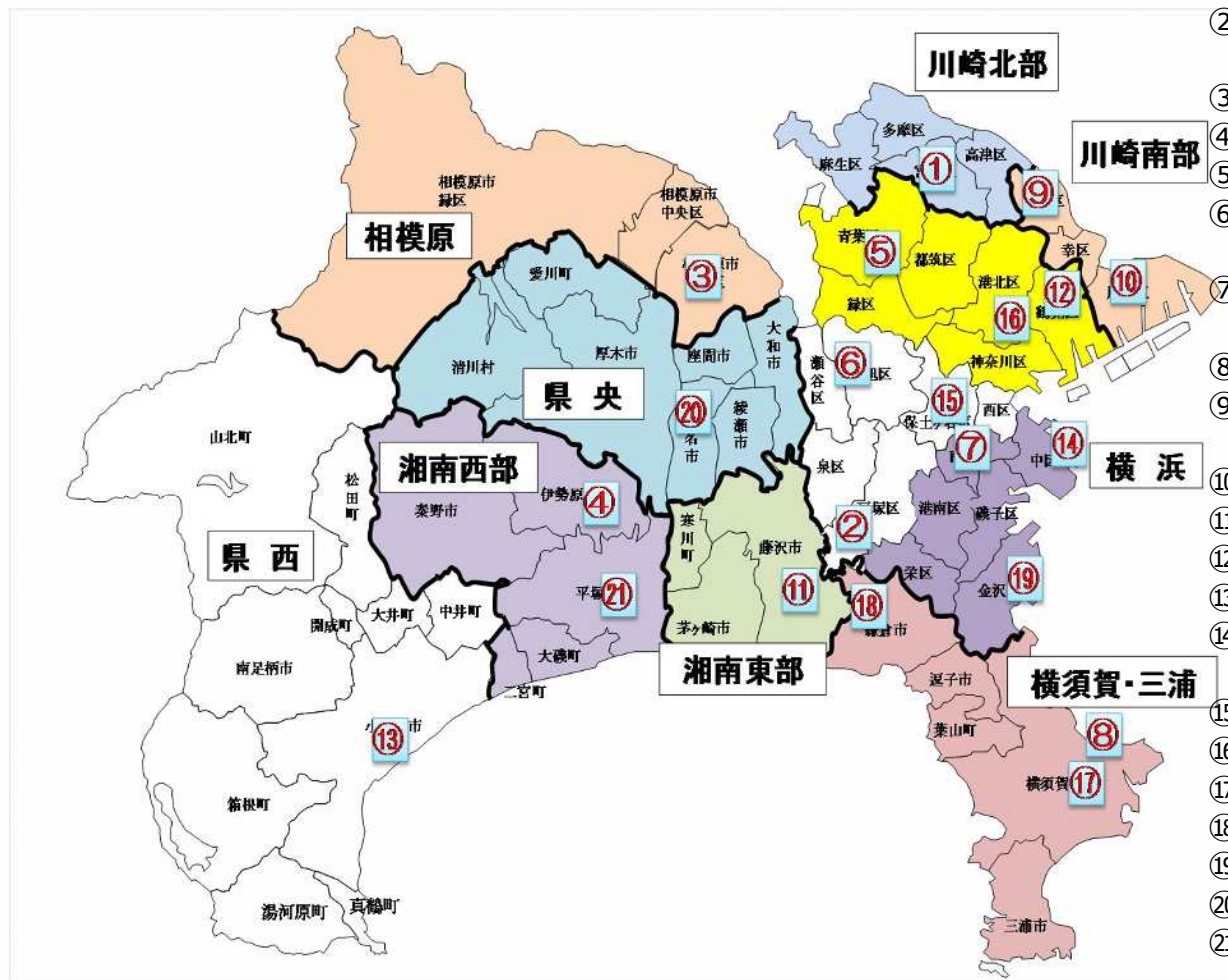
6 協議案件への対応（案）

「3 指定方針（案）について（2）指定方針（案）」のとおりとした
い。

救命救急センター指定に係る協議等のフロー



救命救急センター配置図（令和2年3月現在）



- ① 聖マリアンナ医科大学病院 (川崎市宮前区)
- ② 国立病院機構横浜医療センター (横浜市戸塚区)
- ③ 北里大学病院 (相模原市南区)
- ④ 東海大学医学部付属病院 (伊勢原市)
- ⑤ 昭和大学藤が丘病院 (横浜市青葉区)
- ⑥ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (横浜市旭区)
- ⑦ 横浜市立大学附属市民総合医療センター (横浜市南区)
- ⑧ 横須賀共済病院 (横須賀市)
- ⑨ 日本医科大学武蔵小杉病院 (川崎市中原区)
- ⑩ 川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区)
- ⑪ 藤沢市民病院 (藤沢市)
- ⑫ 済生会横浜市東部病院 (横浜市鶴見区)
- ⑬ 小田原市立病院 (小田原市)
- ⑭ 横浜市立みなと赤十字病院 (横浜市中区)
- ⑮ 横浜市立市民病院 (横浜市保土ヶ谷区)
- ⑯ 横浜労災病院 (横浜市港北区)
- ⑰ 横須賀市立うわまち病院 (横須賀市)
- ⑱ 湘南鎌倉総合病院 (鎌倉市)
- ⑲ 横浜南共済病院 (横浜市金沢区)
- ⑳ 海老名総合病院 (海老名市)
- ㉑ 平塚市民病院 (平塚市)